

視点1・3・4における評価及び検討結果（日本生産性本部からの意見追記後）

参考3

対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価結果	評価の理由 (期間中の具体的な実施内容)	各項目の評価に当たっての課題・疑問・留意点	日本生産性本部からの意見
視点1 戦略プラン	1 理想的な姿の構想 (議会に期待される役割を踏まえ、目指すべき理想的な姿を構想していますか)	<ul style="list-style-type: none"> 理想的な姿が明示できているか。 議会全体で考え、全体に浸透させる仕組みはあるか。 社会の変化に応じて理想的な姿を追求し続けているか。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 会津若松市議会基本条例の前文に理想的な姿が明示されており、市議会として、代表者会議や全員協議会を開催しながら、目指すものを全体化できている。 社会の変化に対応できるよう、市民との意見交換会の開催などを通し、市民意見と基点としながら政策サイクルを具現化させ、理想的な姿に向け取組を継続している。 議会基本条例の理念やそれに基づく具体的検討事項が十分に浸透している一方で、評価に際し新たに作成した議会プロフィールについては現時点で位置付けが不明瞭となっており、全体化することはできていない。今後、議会プロフィールの位置付けを整理し全体化を図る必要がある。 	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> この項目は理想的な姿の構想を明示する制度設計の有無に対する問いであり、成果を求めているというものではない。仕組みがあり、仕組みに対する共通認識があるということの評価するものとなる。ミッションや成果に対する評価は次の項目で行うこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目指す姿、あるべき姿の明確化、議会での認識の程度、意識させる仕掛け、環境変化への適応を問うもの。 あるべき姿の構想の結果、ならびにその成果はここでは評価対象ではない。
	2 課題の明確化 (理想的な姿を実現するために取り組む政策立案のテーマや、改革課題、議会改革の課題を明確化していますか)	<ul style="list-style-type: none"> 理想的な姿を実現するために、取り組むことが明確化できているか。 様々な分析の観点から取り組むことを検討しているか。 必要に応じて、取組の見直しを行っているか。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 議長選挙ごとに各派代表者会議において確認されている「議会改革における具体的検討事項」において、取り組むべき事項や理想的な姿に向けた具体的な取組、所管する主体が明確に示され共有されている。 政策研究や所管事務調査については、市民意見を基に分類し設定した10の政策課題を基本としながら、予算決算委員会各分科会において2年ごとにテーマの設定及び見直しが行われ、課題解決に向けた調査研究が取り組まれている。 <p>(補足)</p> <p>政策研究テーマの見直しは、議会側の委員改選によるものだけでなく、執行機関の計画や機構改革の見直しや、市民意見や調査の進捗により新たな課題が発見されたことなどにより、内容の見直しを図る場合もある。</p>	<p>(次期の検討課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価のポイントにおける「必要に応じて取組の見直しを行っているか」について、2年おきに実施される制度としての見直し以外のものとして、「社会経済情勢や市民目線、市民要望等に応じて見直しを行っているか」といった、具体的な評価水準を記載することが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 次期の検討課題として認識されている通りで、評価ポイントをつかんでいる。
	3 課題解決の具現化 (理想的な姿を実現するための方策が、活動として具現化されていますか)	<ul style="list-style-type: none"> 明確な目標が設定されているか。 計画性のあるものとなっているか。 体系的な取組になっているか 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 議会改革における具体的検討事項について議会で全体化し、各項目における検討主体を含め確認をしておき、それぞれの検討主体が、具体的検討事項の課題解決に向けた取組を継続して行っている。 予算決算委員会各分科会における調査研究結果は、委員改選の2年おきに報告・申し送りを行っており、次期体制において申し送り事項を確認した上で自らテーマについて設定し、調査研究を行い、その結果を報告するとともに課題を明記しながら次の改選後の議会に引き継ぐという形で文書でしっかりと明記している。 		<ul style="list-style-type: none"> 各分科会ごとに取組や結果・成果にばらつきや明らかな差が出ている場合、議会全体でどのように対処するか、などの点については課題になっていないか。 既に対処の方法や仕組みを取り入れている場合は、評価理由に記載を。

視点1・3・4における評価及び検討結果（日本生産性本部からの意見追記後）

対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価結果	評価の理由 (期間中の具体的な実施内容)	各項目の評価に当たった課題・疑問・留意点	日本生産性本部からの意見
視点3 組織基盤の 強化	8 能力向上 (のぞましい形で政策サイクルを回し議会運営を実現するため、議員と議会事務局職員が目標を定めて必要な政策立案・審議能力の向上に取り組んでいますか)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員や議会事務局の職員として備えるべき能力要件が明らかになっているか。 ・継続的に能力開発を行うための議会としての仕組みはあるか。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・評価のポイントの1つ目における「議員や議会事務局の職員として備えるべき能力要件が明らかになっているか」については、本市議会において議会事務局に対する評価や能力要件の解釈が一致せず、共通認識とならないことから、今回は評価結果まで示さないものとする。 ※ 議員の議会基本条例において、議員部分は第14条（議会による研修）、第15条（議員による研修及び調査研究）、議会図書室は第16条（議会図書室）、議会事務局は第17条（議会事務局）に関係する条文があり、これらは政策提言や政策立案能力を意識した内容となっている。項目に対するガイドブックの説明においては、「議員と議会事務局職員が目標を定めて必要な政策立案・審議能力の向上に取り組んでいますか」との問いとなっていることから、項目に合致した目標設定を行っているとも見れるが、評価のポイントの1つ目では、議会事務局を含めた「能力要件」の明示が求められており、項目の解釈に議論の余地が残る。 また、議員に求められる責務として、議会基本条例第18条（議員の政治倫理）や、議員政治倫理条例第2条「自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない（第2項）」の条文などがあるが、この項目の評価においてどのように位置付けるか悩ましい。 ・ポイントの2つ目については、会津若松市議会の仕組みとして、議会基本条例第3条（議員の活動原則）第2項において、「自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする」と定められているほか、普段から継続して政策サイクルを実践していくことで各議員の能力を高められており、議論を更に深めることが通任期において行えている。 	<ul style="list-style-type: none"> (疑問点) ・議員の能力要件や議会事務局のスキルを評価できるか疑問があるほか、備えるべき能力要件をどの程度具体的に明らかにしていくかについても議論の余地がある。 (次期の検討課題) ・能力要件については、尺度が定まらないことから、「能力向上のための仕組みづくりがあるか」といった具体的内容まで記載した方が評価しやすいと思われる。 ・議会事務局職員を評価のポイントに挙げることに伴って、本市議会の事務局職員にはどのような能力が必要で、そのためにどのような能力開発が求められているのかは整理されていない。この項目のうち、議会事務局をどう取り扱い、どのような基準・尺度で評価していく（又は評価しない）のかについては、引き続き議論が必要となる。 ※ 議員と事務局との関係について、よく「車の両輪」という言葉が使われている。このことについて、会津若松市議会においては事務局先導型の議会改革ではなく、議会事務局はあくまでサポートの役割として、議員主導の政策づくりが進められており、議員と議会事務局が車の両輪として理想的に機能しているとの評価もある。 	<ul style="list-style-type: none"> (疑問点への回答) ・「議員の能力要件や議会事務局のスキルを評価できるか疑問があるほか、備えるべき能力要件をどの程度具体的に明らかにしていくかについても議論の余地がある。」とあるが、議員や議会事務局に、どのような能力が求められるかを明らかにすることは、重要なことと考える。例えば、議員には、関係法令に対する知識、執行機関の計画・制度・仕組み（総合計画、個別計画、財政制度、行政評価等）に関する知識、コミュニケーション能力（プレゼンテーション能力、傾聴力）、ファシリテーション能力などは、必要なのではないかと考える。 ・議員や議会事務局の具体的なスキルのあるなしの評価を求めるものではない。 ・議員の能力要件については、議会基本条例に規定がある。この規定を実現して議会、議員の力を発揮していくために、議会の強みや弱い点、環境変化に合わせて取り込んでいく能力などを把握したうえで計画的に議員研修を実施する、議員が自主的に学習するための機会や場を設けたり、サポート体制を整えたりしている、といった点を確認するための項目としている。 ・議会事務局については、議員とともにチーム議会として必要な目標や情報は共有し合い、会津若松市議会の議会改革を継続的に進めていく体制や運用がとれているかといったことを確認したい。（例、議会として今期は、こういう方向に進めていく。議員はこういう部分が弱いので事務局のそのサポートをお願いしたい、というような連携がとれているか）
	9 体制づくりと活動基盤整備 (のぞましい形で政策サイクルを回し、議会運営を実現するために、適切な体制づくりや、具体的な活動の実践に取り組んでいますか)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の制度や活動の目的や主旨が十分に理解されているか。 ・先進議会等の取組に対する情報収集を行っているか。 ・討議する会議体の設置など、必要な活動基盤が整備できているか。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体等への行政調査や研修、セミナーなどを実施して情報収集や議論の活性化が行われており、その結果や成果について、予算決算委員会全体会や各派代表者会議、議会運営委員会、正副議長と正副委員長との調整会議など様々な会議体における報告等を通して全体化が行われている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・評価の話し合いの中で、現状の問題点や今後に向けての課題や改善テーマなどはなかったか。また現状をさらに良くするための方策やアイデアなども出ていれば、記載すべき。
	10 内部資源と外部連携の活用 (議会事務局の政策調査部門、議会図書室やICTツール等の人材・情報インフラや、外部の大学の知見、他の議会等との連携を活用していますか)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室やタブレットをはじめとするICTツールのような内部資源は活用できているか。 ・大学や専門的な機関等との外部連携は活用できているか。 ・そうした取組が政策調査・立案機能の発揮に資するものとなっているか。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末のチャット機能を用いた連絡体制が整っているほか、資料閲覧アプリによる各種資料情報の共有が行われており各議員に活用されている。 ・大学や専門的機関から外部講師を招き、セミナーを開催しているほか、議会広報紙の改善においては地元短期大学のゼミとのワークショップを複数回行うなど、外部資源を積極的に活用できている。また、財政などについては毎年継続してセミナーを開催しており、審査や政策立案に資するものとなっている。 ・予算決算委員会各分科会の所管事務調査や審査に関するものだけでなく、議会運営や議会評価に関するものや、議会モニターに対するセミナーを実施するなど、大学や専門的機関との外部連携は十分に活用できている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・評価理由で、外部連携の結果が出ているので、その成果を示す（例示でもよい）と市民等が見た場合に説得力を持つ。 ・記述はないが、議会図書室の活用や機能強化という部分はどうか。

視点	項目	評価するポイント	評価結果	評価の理由 (期間中の具体的な実施内容)	各項目の評価に当たった課題・疑問・留意点	日本生産性本部からの意見
<p>視点4 議会に対する信頼の増進</p>	<p>11法令等遵守</p> <p>(法令や政治倫理をはじめとしたコンプライアンスの遵守や、社会からの要請に対応していますか)</p>	<p>・果たすべき責任や求められる行動の指針を明示しているか。</p> <p>・法令の遵守のみならず、社会からの要請に 대응することを意識しているか。</p>	<p>◎</p>	<p>・議会基本条例、政治倫理条例に果たすべき責任や求められる行動の指針をしっかりと明示している。</p> <p>・社会からの要請を意識した制度改正として、令和7年3月に傍聴規則の改正を行い、傍聴に係る規定を現在の社会規範に合わせわかりやすい内容となるよう見直しを行った。また、令和7年5月の新庁舎への移転に際しては、児童や乳幼児を連れた市民が傍聴できるよう新たに防音の傍聴室を設置した。このほか、令和5年9月に議員旧姓使用取扱要綱を制定し、政治分野における男女共同参画の推進を図った。</p>	<p>(疑問点)</p> <p>・この項目で主に求められているのは、議会による法令遵守の取組と思われるが、市民からの負託を受けて活動している議会では、「社会からの要請」について具体的な範囲を設定しないと、あらゆる取組を評価の対象とすることができてしまうと思われる。</p> <p>(課題)</p> <p>・「社会からの要請」について、議会に対して求められるものは変化し得るものであることから、条例による明示だけでなく、現在の倫理や理念を意識した行動や仕組みが伴う必要がある。</p> <p>⇒ 過去に政治倫理条例に照らしてふさわしくない議員の行動があり、政治倫理審査会を設置して答申を受け、議会として考え方を整理した経過があるが、これを議会を主語に評価するとした場合、①議員が法令を遵守できなかった点（議会として抑止できなかったこと）と、②政治倫理審査会を設置し適切に対応した点（再発防止・原因究明の仕組みが働いていること）を一緒に評価することになり、考え方が煩雑になってしまう。評価項目については、議会としての制度（制度が構築され、法令遵守や社会からの要請に応える仕組みを整備・更新していること）と実践（期間中の議会としての法令順守に向けた実践・議会全体への周知や住民からの信頼の構築）に分け、それぞれで評価することも考えられるのではないかと。</p> <p>・ 議員のコンプライアンスやリテラシーの向上という点で捉えた場合には、「8能力向上」の能力要件の項目とも関連付けられるので、一定の線引きが必要である。</p>	<p>(疑問点への回答)</p> <p>・「この項目で主に求められているのは、議会における法令遵守の取組と思われるが、市民からの負託を受けて活動している議会では、「社会からの要請」について具体的な範囲を限定しないと、あらゆる取組を評価の対象とすることができてしまうと思われる」とあるが、この項目で求めていることは、法令遵守は当たり前で、それを越えた「社会的な要請」に対応していることがより成熟度が高いと考える。「社会的な要請」についての範囲は広いと、何らかの観点・プロセスで議会が取組むべきものを設定しているはずであり、それが仕組みになっていて(①制度の構築・改善)、それらに対して対応し(②期間中の実践)、結果・成果は出ているか(③取組結果・成果)が問われている。評価の理由に書かれていることは、まさしく「社会的な要請」への対応だが、それらがどのように設定されたかの記述がないため、①制度の構築・改善の観点からは評価できない。また、③取組結果・成果の観点からは、防音傍聴室を設置したことへの市民からの評価や利用者の増加など成果があったかが問われる。</p> <p>・社会からの要請→コンプライアンス、法令・政治倫理規定→遵守とすべきと思われる。ことばの使用にゆれがあり、改訂で修正を行う。</p> <p>(課題への回答)</p> <p>・課題で指摘 → 項目の設定において、①「議員個人が起こした行動」についての評価については想定していない。制度構築と運用、法令遵守やコンプライアンスへの適応に向けた実践活動、をそれぞれ評価対象とするのはいいかがか、との指摘は、改訂の際に検討していきたい。</p> <p>・能力向上にも関連するが、重要な内容なので能力向上からは分離してとりあげている。</p>
	<p>12情報公開と説明責任</p> <p>(議会を実施機関とする情報公開条例や個人情報保護条例が制定され、改正個人情報保護法に対し広聴広報活動や情報公開が分かりやすく、説明責任を果たすものとなっていますか)</p>	<p>・情報を公開し、住民と情報を共有することが住民主体の自治の基本であると認識できているか。</p> <p>・個人情報を適切に保護しつつ、幅広い情報を詳しく分かりやすく公開しているか。</p> <p>・情報を発信する媒体を工夫しているか。</p>	<p>◎</p>	<p>・議会基本条例第5条（市民と議会との関係）において、市民への情報の公開や発信について規定している。議会情報の広報としては、年4回議会広報紙を発行し全戸配布しているほか、点字版や音訳版も作成している。審議の内容については、市議会のホームページにおいて本会議及び委員会の会議録を公開している。これに加え、FMラジオ放送に月1回議員が出演し、議会活動を伝えるなど、様々な媒体を用いて広報活動を行っている。</p> <p>・広報ツールの取組として、特に議会広報紙については、今期において新たに編集方針を策定し、市民にわかりやすい紙面となるよう大幅な改変を行った。また、議会の仕組みや取組を多くの市民に知ってもらい、議会に参加してもらえるよう「議会参加ガイドブック」を令和7年3月に作成・全戸配布し、点字版、音訳版に加え手話版の動画も動画投稿サイトに掲載している。</p> <p>・情報を発信する媒体について工夫をしながら取り組むことで説明責任を果たしているが、議会として市民に情報を十分に伝えられているとまでは言えないことから、今後も様々な媒体やツールによる情報発信について継続して検討していく必要がある。</p>	<p>(留意点)</p> <p>・都市部の自治体などは情報媒体の選択肢が多く、資金も潤沢にあることから様々な手段で広報活動を行うことができるが、本市のような地方都市では限られた媒体しかなく、資金も潤沢にあるものではないことから、それを踏まえて広報広聴の在り方を評価していく必要がある。</p> <p>(課題)</p> <p>・様々な広報の取組を行っており、議会側の視点では十分な評価となっているが、市民から見た評価とした場合には、情報が十分に伝わっているかは疑問が残る。この点について、通常の議会評価では検証を行うことは困難であるが、本市議会では市民からの広聴ツールとして議会モニター制度を整備してきていることから、次期以降において議会モニターへのアンケートなどを通して客観的根拠を用意し、内部評価に反映することもできると考えられる。</p>	<p>(留意点へのコメント)</p> <p>・「都市部の自治体などは情報媒体の選択肢が多く、資金も潤沢にあることから様々な手段で広報活動を行うことができるが、本市のような地方都市では限られた媒体しかなく、資金も潤沢にあるものではないことから、それを踏まえて広報活動の在り方を評価していく必要がある。」とあるが、SNS等のデジタル媒体については、都市部も地方都市も差がなく、お金をかけなくてもできることはあるため、(課題)にもあるように議会モニターへのアンケート等により市民の視点からの評価を反映した改善を検討することが重要である。</p> <p>・様々な媒体で公開をしているからよい、というものではないことをご指摘の通り。(確認しているわけではないことを断っておくが、現状、対象に対するツールの選択や効果測定を行って媒体を取捨選択というような精緻な分析を行って情報公開をしている議会はごく少数ではないかと思われる。)</p> <p>(課題への回答)</p> <p>・指摘にある通り、議会モニターの活用として広報の評価を試行していただきたい。</p>

視点1・3・4における評価及び検討結果（日本生産性本部からの意見追記後）

対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価結果	評価の理由 (期間中の具体的な実施内容)	各項目の評価に当たっての課題・疑問・留意点	日本生産性本部からの意見
	<p>13危機管理</p> <p>(大災害等の非常時でも、業務継続計画（BCP）の策定や訓練の実施等、議会が有効に機能するための準備が行われていますか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時に議会としての機能発揮を行うための備えができていますか。 ・状況の変化に応じた行動の計画が定められているか。 ・地域の復旧・復興に関する政策提言機能の発揮も見据えられているか。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時業務継続計画（議会BCP）が制定され、発災時における議員及び議会の役割を明確にしているとともに、定期的な情報伝達訓練が行われ、実行性を伴うものとなっている。 ・令和7年2月の豪雪災害時における執行機関の対策本部設置に際して、議会BCPの準用により議会でも対策本部を設置し、議員個人ではなく議会として、執行機関に対し混乱を生じさせないよう対応を行った。 	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度としては議会BCPに関する評価が主となるが、期間中の実践を評価する場合は発災時の評価も含まれるため、災害発生時の対応については別に評価を行い課題等の明確化やフィードバックを行った上で、総合的な評価を行う形になるものと思われる。 	<p>(課題への回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題に記述がある通り、災害発生時の対応そのものの評価を求めているわけではない。災害発生時の対応については別に検証を行って機能した面、課題等の整理を行っていただいた上で、計画や制度設計の良し悪し、日々の訓練等の成果が発揮されたのかを総合的に見て反映していただきたい。 ・議会BCPの定期的な点検や見直し等の継続についてはここでの評価のうちに入る。
<p>視点4 議会に対する信頼の増進</p>	<p>14主権者教育と政策議論の充実</p> <p>(住民の主権者意識を醸成するための教育的活動や選挙の際における投票率向上など住民の政策議論への関心を高める活動を行っていますか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に議会の役割を認識してもらう重要性が議会内で理解されているか。 ・議会と距離感がある有権者に対し、主権者意識を醸成する取組が実施されているか。 ・結果として、投票行動や住民参加の状況に変化が生じているか。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの改善や議会ガイドブックの発行のほか、年2回15地区で継続して実施している市民との意見交換会における準備や報告などを議員主導で行っており、住民に議会の役割を認識してもらう重要性は議会内で十分に理解されている。 ・主権者意識を醸成する取組として、市民等を議会モニターに委嘱し議会へ参加してもらうなど直接的な取組を行っているほか、市民との意見交換会を継続して行うことにより、市民の議会参加への意識が醸成されてきている。近年は、設定したテーマに対し自ら問題点を調査して意見交換会に臨む市民が見られるようになるなど、対議会、対行政だけでなく、自治そのものに対し市民の積極的な参加が行われるようになってきている。 ・しかしながら、これらの取組は直接的に投票行動や住民参加の変化を目的として行われているものではなく、副産物として生じているものであり、教育機関や選挙管理委員会などの取組がある中で、議会としての主権者教育の位置付けははっきりと整理されていないため、主権者教育や投票率の向上を意識した取組が議会として行われていたとまでは言えない状況である。 	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月の地方自治法の改正により、地方議会の役割及び議員の職務等が明確化されたことを踏まえ、地方議会に対する関心・理解を深め、多様な人材の参画を促すための主権者教育運動が3議長会（都道府県、市、町村）により決議され進められている。一方、議会の本来的な役割は議事機関であり、議事運営をしていくことが第一義的にあると考え、議会自らが主権者教育を行うことには異議を唱える意見もある。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つ目のポイントにおける「投票行動や住民参加の状況に変化が生じているか」について、投票率は政治・経済情勢のほか当日の天気などによっても変化することから、議会側のアクションにより向上しているという客観的な指標とするのは難しい。議員の成り手不足解消や住民参加の取組への参加状況なども指標として考えられ、議会としてこの項目を評価する根拠を何に求めるのか検討が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・主権者教育には講座のような直接的なものと、本市の市民との意見交換会のような間接的なものが考えられ、本市議会としてどのように主権者教育を位置付けるのかは今後議論が必要である。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主権者教育について広義に捉えて評価を考えると、「評価の基本的な考え方」において整理した「住民の自治力の向上」について評価する内容ともとれる。 	<p>(課題に対する回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目の評価指標について何を追いかけるのかは、議会で設定してもらって構わない。 ・投票率については、何が要因かは指摘にある通り、一概に断定できるものではないのは確かである（天候、選挙の争点、選挙管理委員会の活動等、経時的に分析することなどが必要か）。 ・住民参加の変化、成り手不足については、指標として追いかけるられるのでは。 ・「主権者教育」という言葉に対し、高校生議会、こども議会などになりがちだが、視野を広げて考えてもらえたらよい。